

平成 21 年度決算に基づく県内市町の健全化判断比率等の算定結果について（確報）

平成 22 年 11 月 30 日

県内市町における平成 21 年度決算に基づく「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）による健全化判断比率等を公表します。

1 平成 21 年度 県内市町健全化判断比率等の概要

（1）一般会計等の健全化判断比率

一般会計等の健全化判断比率は、すべての市町において早期健全化基準を下回りました。

指 標	意 味	算定結果	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率	該当なし	11.25～15%	20%
連結実質赤字比率	全会計の実質赤字額等の標準財政規模に対する比率	該当なし	16.25～20%	40%
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率	平均 15.0%	25%	35%
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的負債の標準財政規模に対する比率	平均 99.3%	350%	

平均は単純平均

（2）公営企業会計の資金不足比率

公営企業会計の資金不足比率は、県内市町の 127 会計すべて資金不足額がなく、算定される比率はありませんでした。

（3）算定結果の分析

上記のように、平成21年度決算に基づく県内市町の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率は、すべて基準を下回りました。しかし、総務省より公表された全国の自治体の算定結果（確報）から都道府県別市町村平均値（単純平均）を算出すると、愛媛県は実質公債費比率、将来負担比率ともに全国平均を上回り、都道府県順位では実質公債費比率が33位（平成20年度35位）、将来負担比率が31位（同33位）であり、全国的に見ても厳しい状況にあるといえます。

県内市町にはさらなる財政規律の確保が望まれ、財政健全化に向けたさらなる努力が必要です。

	愛媛県平均	全国平均
実質公債費比率	15.0%（全国 33 位）	13.3%
将来負担比率	99.3%（全国 31 位）	84.9%

都道府県平均、全国平均ともに単純平均

2 各市町詳細

(1) 各市町の健全化判断比率

各市町の指標算定結果は以下のとおりです。

平均値はすべて単純平均による。

健全化判断比率 市町名	実質公債費比率(%) (3ヶ年平均)			将来負担比率(%)		
	20年度 決算	21年度 決算	増減	20年度 決算	21年度 決算	増減
松山市	9.6	8.9	0.7	101.3	90.1	11.2
今治市	16.3	15.7	0.6	122.9	106.5	16.4
宇和島市	16.7	14.9	1.8	154.5	133.6	20.9
八幡浜市	16.8	17.0	0.2	155.8	146.0	9.8
新居浜市	11.4	9.1	2.3	39.5	24.0	15.5
西条市	15.7	14.7	1.0	122.2	111.9	10.3
大洲市	22.0	20.6	1.4	165.3	139.6	25.7
伊予市	15.3	15.2	0.1	115.6	102.9	12.7
四国中央市	20.2	18.8	1.4	244.4	234.5	9.9
西予市	13.8	13.1	0.7	107.8	94.5	13.3
東温市	14.2	14.3	0.1	120.1	109.1	11.0
上島町	13.7	12.0	1.7	62.6	57.7	4.9
久万高原町	21.0	19.5	1.5	166.0	140.1	25.9
松前町	13.9	14.1	0.2	113.4	115.9	2.5
砥部町	12.1	10.0	2.1	11.5	-	11.5
内子町	17.5	16.1	1.4	105.3	73.6	31.7
伊方町	16.1	14.9	1.2	23.1	10.4	12.7
松野町	18.3	17.7	0.6	127.4	87.4	40.0
鬼北町	19.5	18.8	0.7	151.4	133.1	18.3
愛南町	16.4	15.2	1.2	98.7	75.8	22.9
平均	16.0	15.0	1.0	115.4	99.3	16.1

は、地方財政法による起債許可団体(実質公債費比率18%以上)

松山市の20年度決算に基づく実質公債費比率について、松山市から修正報告がありましたので修正後の数値を記載しています。(修正前:9.9% 修正後:9.6%)

なお、平均には影響はありません。

砥部町の21年度将来負担比率は算定されない(将来負担額がマイナス値)ため「-」で表示しています。平均はゼロとして積算しています。

実質赤字比率・連結実質赤字比率

全市町が黒字のため、該当はありませんでした。

実質公債費比率

地方財政法の規定による 18%以上の団体は 4 市町でした（前年度比 1 団体減）。

早期健全化基準である 25%以上の市町はありませんでした。

実質公債費比率が上昇した市町とその主な理由

市町名	理 由
八幡浜市	18 年度単年度比率 16.0%が外れ、21 年度単年度比率 16.7%が算入されたため、3ヶ年平均の結果増加した。（21 年度単年度比率は対 20 年度比で減少）
東温市	水道事業及び公共下水道事業に係る準元利償還金（一般会計から繰入による償還額）が増加したため
松前町	下水道事業に係る準元利償還金が増加したため

将来負担比率

早期健全化基準である 350%以上の市町はありませんでした。

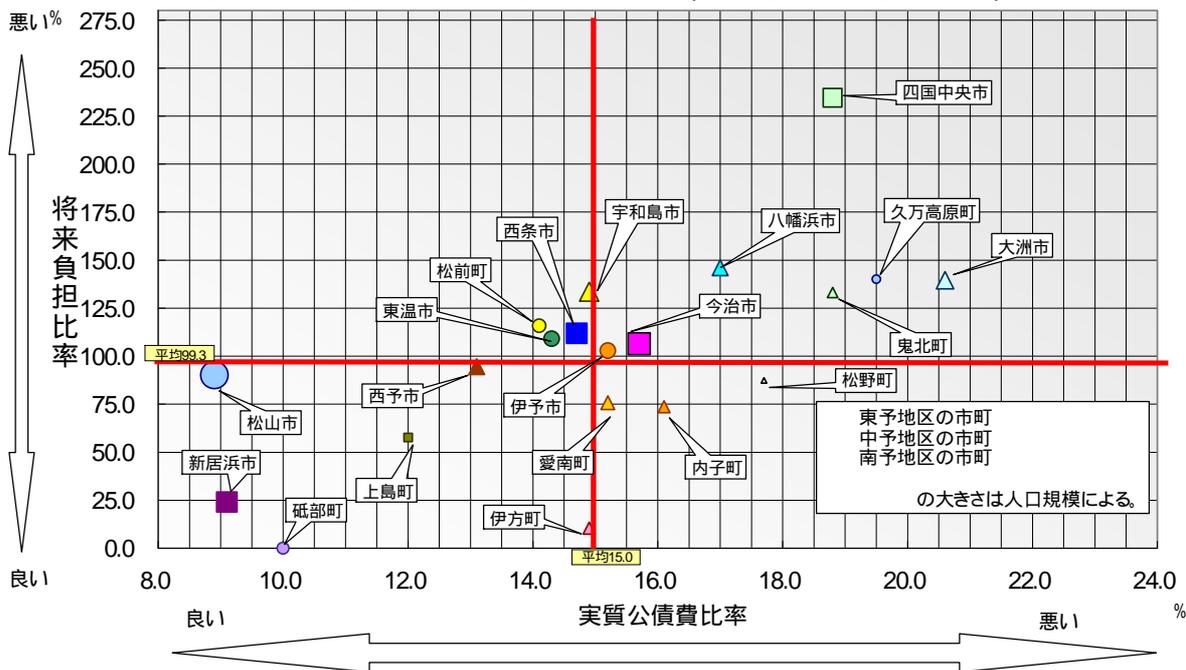
将来負担比率が上昇した市町とその主な理由

市町名	理 由
松前町	地方債（地方道路等整備事業債）現在高が増加したため

(2) 算定結果の分析

各市町の比率を利用して、横軸に実質公債費比率を、縦軸に将来負担比率をとり、各市町の状況と昨年度からの変化を表したものが下の財政健全化判断比率クロス表です。クロス表の左下ほど財政状況が良い市町ということが出来ます。

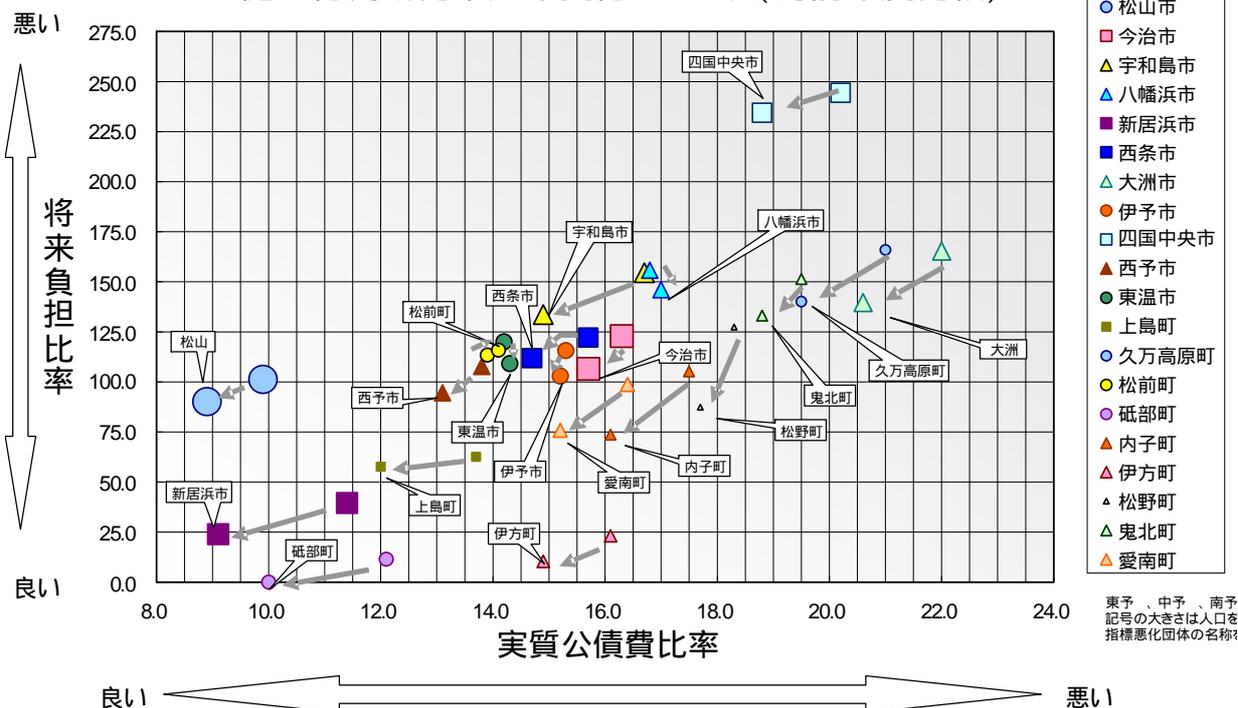
財政健全化判断比率クロス表(平成21年度決算)



砥部町は、将来負担額より充当可能額の方が大きいので、将来負担比率を「0」で表示

また、各市町の指標が平成20年度からどのように変化したかをクロス表上で表したものが、下の経年変化クロス表です。

健全化判断比率経年変化クロス表(対前年度比較)



砥部町は、H21年度の将来負担額より充当可能額の方が大きいので、H21年度将来負担比率を「0」で表示

3 参考：財政健全化法とは

(1) 財政健全化法の概要

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)が成立し、地方公共団体の新しい財政再建制度が確立されました。財政健全化法では、従来の地方財政再建促進特別措置法が、財政の早期是正機能、情報の開示、会計の連結による評価等の仕組みを持っていなかったことなどを踏まえたものです。

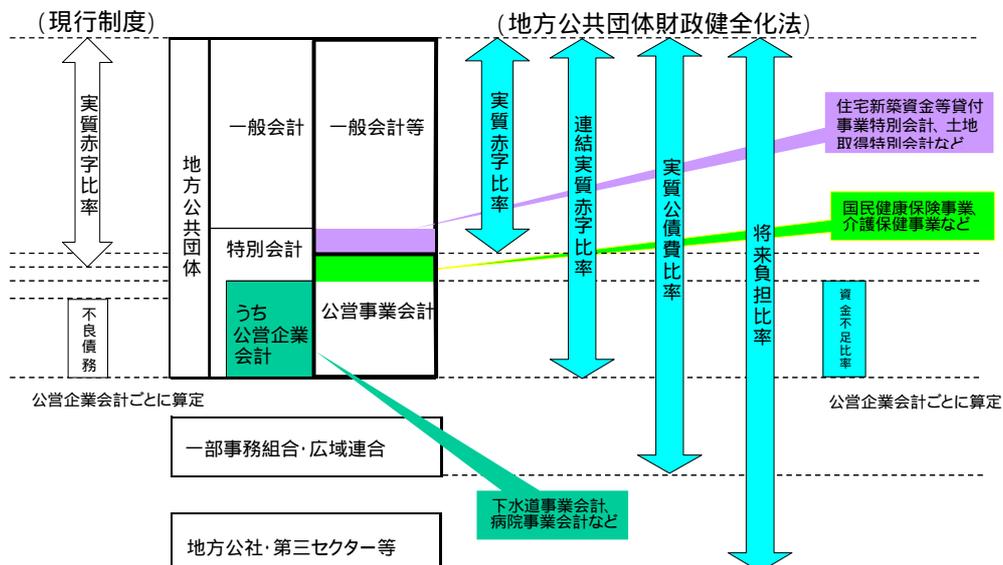
この財政健全化法に基づき、財政運営・経営の健全性を示すものとして、一般会計等は 4 つ、公営企業会計は 1 つの指標を平成 19 年度決算から公表しております。また、平成 21 年 4 月 1 日から財政健全化法のすべての規定が施行されたことにより、平成 20 年度決算以降にこれらの指標が一定基準以上となった場合には、財政の健全化を図るため以下のような義務が課せられます。

地方公共団体	義務
早期健全化団体 (自主努力による財政健全化を目指す)	・「財政健全化計画」の策定・公表 ・計画の実施状況について、毎年度議会に報告、住民に公表 等
財政再建団体 (国等の関与による確実な財政再建を目指す)	・「財政再建計画」の策定・公表 ・地方債の起債制限 ・計画の実施状況について、毎年度議会に報告し、住民に公表 等
公営企業	義務
経営健全化団体 (自主努力による公営企業の経営健全化を目指す)	・「経営健全化計画」の策定・公表 ・計画の実施状況について、毎年度議会に報告し、住民に公表 等

(2) 各指標の意味

以下、財政健全化法に定められた指標を概説します。

健全化判断比率等の対象について



(注)総務省作成資料に一部加筆

実質赤字比率 【早期健全化基準 11.25～15%】

一般会計等の実質収支額の合計が赤字の場合に、それが標準的な年間収入に対してどれくらいの割合となるかを指します。一般会計等の実質収支が黒字であれば、「該当なし」となります。

連結実質赤字比率 【早期健全化基準 16.25～20%】

一般会計等に公営事業会計を加えた全会計の合計実質収支額等が赤字の場合に、それが標準的な年間収入に対してどれくらいの割合となるかを指します。 同じく、黒字であれば「該当なし」となります。

実質公債費比率 【早期健全化基準 25%】

一般会計等の実質的な借入金の返済額が、標準的な年間収入（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。）に対してどのくらいの割合となるかを指します。この指標が18%以上になると、財政健全化法とは別に、地方財政法の規定により地方債の発行に県知事の許可が必要になります。

将来負担比率 【早期健全化基準 350%】

一般会計等が将来担うことになる負担の推計額が標準的な年間収入の何倍にあたるかを指します。

		早期健全化段階	再生段階
実質赤字比率	健全財政	11.25～15% ¹	20%
連結実質赤字比率		16.25～20% ¹	40% ²
実質公債費比率		25%	35%
将来負担比率		350%	対象外

早期健全化団体
財政再生団体

1 実質赤字比率、連結実質赤字比率に係る早期健全化基準は、当該団体の標準財政規模により変動する

2 平成19～21年度の経過的基準による（H19：40% H20：40% H21：35% H22～：30%）

資金不足比率 【経営健全化基準 20%】

公営企業の資金不足額（基本として流動負債の額から流動資産の額を控除した額のこと。）が、事業の規模に対してどのくらいの割合になるかを表します。

参考：総務省 地方公共団体財政健全化法資料

(<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html>)